

## 平成27年度第1回小牧市いじめ問題対策委員会会議録

1 開催日時	平成28年2月22日（月） 午後3時から
2 開催場所	市役所本庁舎404会議室
3 出席	柴田委員長、楠本委員、森委員、渡邊委員、
4 欠席	吉川委員
5 事務局	安藤教育長、大野教育部長、 伊藤教育部次長（学校教育担当） 植松学校教育課長、采女指導主事、山本課長補佐
6 傍聴者	1人
6 議題	（1）会議の公開について （2）小牧市内小中学校におけるいじめの現状について （3）その他

<開会 午後3時>

### 1 開会

（伊藤次長）

こんにちは、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日はご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第1回小牧市いじめ問題対策委員会を開催いたします。

私は、司会を担当させていただきます、小牧市教育委員会事務局学校教育担当次長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

<資料確認>

（1）あいさつ

（伊藤次長）

それでは会を始めるにあたり、教育長よりあいさつを申し上げます。

(安藤教育長)

皆さんこんにちは、教育長の安藤と申します。

委員の皆様には、この小牧市いじめ問題対策委員会を立ち上げるにあたり、委員の委嘱をご快諾いただきまして、大変ありがとうございます。これからの任期2年間にわたり大変お世話になります、よろしく申し上げます。

最近の子どもたちを取り巻く状況を新聞などから見ておきますと、いじめによる自殺というものが非常に心を痛めます。いじめに限らず、自分のこれからの漠然とした進路への不安や、原因の見えにくいものによって自殺をしてしまうという事案が、最近顕著に現れてきたのではないかと考えております。これを小牧市にあてはめて考えたとき、中学3年生は今進路に近づいており、自分の進路選択についての失望から、こういう事案が起こり得ると考えております。

今回、このいじめ問題対策委員会を立ち上げるにあたり、一つは学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に講じていきたい、二つめは万一、重大事態が発生してしまったとき、市教育委員会としての対応をこの委員会で行っていきたくと思っています。教育長に就任して3年がたちますが、1年目からこのいじめ問題対策委員会を立ち上げることが頭にありました。そして、平成27年7月に「小牧市いじめ防止基本方針」を策定させていただいき、この委員会が立ち上がったという経緯があります。こういう私の思いもございまして、小牧のいじめ問題について、しっかりと実態を出させていただいた上で、委員の皆様のご意見をお聞きしながら、いじめ問題の未然防止や起こった時の対応について議論を深めていただけたらありがたいと思っています。本日はよろしく申し上げます。

(2) 委員の委嘱について

(伊藤次長)

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中にもかかわらず、委員就任についてご快諾賜り、誠にありがとうございました。

委嘱状につきましては、本来であればお一人ずつにお渡しするのが本意でございますが、時間の都合上、封筒の中に委嘱状の方をいれさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(伊藤次長)

それでは、委員の皆様には大変恐縮でございますが、委員の皆様より、自己紹介をお願いしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

<委員自己紹介>

(伊藤次長)

委員の皆様には今後、小牧市のいじめ防止のためにご指導賜りますよう改めてお願い申し上げます。

(伊藤次長)

つづきまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

<事務局職員紹介>

(3) 会議の運営等について

(伊藤次長)

続きまして、会議の運営等について、担当より説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

<資料2の説明>

(伊藤次長)

会議の運営等について、事務局よりご説明させていただきました。ご質問等ございましたらお答えさせていただきます。ございますでしょうか。

(質疑、意見なし)

(伊藤次長)

よろしいでしょうか。何かありましたら後ほどお伺いさせていただきますので、次に移らせていただきます。

(3) 委員長の選任について

(伊藤次長)

続きまして、委員長の選任をお願いしたいと思います。

委員長の選任については、委員の互選によると定められておりますので、恐れ入りますが、委員の皆様より、立候補、あるいはご推薦をいただけたらと存じますが、いかがでしょうか。

(森委員)

大変恐縮ですが、委員長には柴田先生が適任かと思います。

(伊藤次長)

柴田委員の推薦がありましたがいかがでしょうか。

(委員より異議なしの発声)

(伊藤次長)

ご異議もないようでございますので、委員長につきましては柴田委員、よろしくお願いたしたいと思います。

柴田委員におかれましては、委員長席の方へ移動をお願いします。

(伊藤次長)

続きまして、委員長職務代理者につきましてはお願いたしたいと思います。委員会条例第6条第3項の規定に基づき委員長があらかじめ指名することになっておりますので、柴田委員長よりご指名をお願いたしたいと思います。

(柴田委員長)

委員長職務代理は楠本委員にお願いたしたいと思います。

(伊藤次長)

それでは、楠本委員におかれましては、委員長職務代理ということでよろしくお願いたしたいと思います

(伊藤次長)

それでは、改めまして、委員長にご就任いただきました、柴田委員長にごあいさつを頂戴したいと思います。それでは柴田委員長よろしくお願いたします。

(柴田委員長)

委員長にご承認いただきました柴田でございます。

微力ながら、委員会の円滑な運営と効果的な議事及びいじめ問題対策に尽力していきたいと思っておりますので、ご協力お願いたします。

(伊藤次長)

ありがとうございました。  
議題に移らさせていただきたいと思います。

## 2 議題

(伊藤次長)

ここからの議事の取り回しにつきましては、委員長にお願いしたいと思いますので、柴田委員長よろしく申し上げます。

### (1) 会議の公開について

(柴田委員長)

次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。  
議題1 会議の公開について事務局より説明を求めます。

<参考資料1、参考資料2について説明>

(柴田委員長)

事務局からの説明がありました。  
小牧市の審議会という位置付けになりますので、市の指針に従って運営していくということになりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(質疑、意見なし)

(柴田委員長)

それでは市の指針に従い、原則公開とし、内容により個人が特定可能な議題などについては、議題に応じ非公開とするということによろしいでしょうか。

(委員より異議なしの発声)

(柴田委員長)

それでは、そのようにさせていただくことにいたします。

### (2) 小牧市内小中学校におけるいじめの現状について

(柴田委員長)

議題の2(2)小牧市内小中学校におけるいじめの現状について事務局の説明を求めます。

<資料3、資料4について説明>

(柴田委員長)

事務局より小牧市の小中学校のいじめの現状について説明がありました。これにつきまして、委員の皆様ご意見、質問をいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。いかがでしょうか

(楠本委員)

重大事態が起きた時の対応が我々にとっても、当事者の方にとっても非常に大きな問題になるかと思えます。資料4に平成22年度以降のデータが出されておりますが、小牧市では平成22年度以降にこの重大事態にあたるような事案があったかお教え願いますでしょうか。

(事務局)

重大事態の定義は、25年度にできた国の定義に従っております。平成25年度以降、小牧市で重大事態に当たる事案は0件となっております。

また、平成22年度以降につきましても、いわゆる重大事態にあたる事案は発生しておりません。

(楠本委員)

重大事態に関して、資料3「基本方針」の8ページにおおまかな流れの図があるわけですが、実際に各小中学校で重大事態が起こったとの報告が市教育委員会に伝えられた時、細かなマニュアルや、どのような連絡経路で重大事態に対応していくのかということについて、想定されてますでしょうか。

(事務局)

「基本方針」の6ページに「重大事態への対処」を書かさせていただいております。例えば市内の学校から重大事態の報告を受けた場合、まず市教育委員会で、調査の主体や調査組織について判断します。学校が主体となって調査を行う場合は、各学校に設置されているいじめ防止対策組織を母体として調査や対応を行います。市教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合は、小牧市いじめ問題

対策委員会を母体として、委員の皆様のお知恵をお借りし、ご判断を拝しながら調査を行います。いずれの場合も、いじめられた側の子どもや保護者の方の気持ちに寄り添いながら対応していきたいと思えます。

(渡邊委員)

この小牧市のいじめの認知件数は、多いのか少ないのかどちらでしょうか。また、認知件数というのは、一人の子どもが何回もいじめにあったという場合、のべ件数でカウントされているのでしょうか。

(事務局)

はい。一人の子どもに対して複数のいじめ事案が発生した場合は、その事案のすべてをカウントし、複数のいじめが発生したと認知しています。

また、認知件数の多少について、平成26年度の場合をみると、国がまとめた調査では、小中学校1000人あたりのいじめの認知件数は13.7ポイントでした。これに対して、小牧市は28.1ポイントとなりますので、国に対して、小牧市の認知件数は多いと考えております。

いじめの認知件数というのは、子ども同士の人間関係のトラブルを、“この事柄はいじめである”と認知して対応した件数であります。小牧市においては、“どんな小さいいじめも見逃さない”という姿勢で“軽い人間関係のトラブル”と思われる事案についても、いじめられた子どもやその保護者の立場に立って、いじめと認知して対応することを各学校に求めています。そういう意味においては、いじめの認知件数を数値的に減少させることだけではなく、いじめ問題の撲滅に向けて、教員がアンテナを高くして子どもたちと関わりながら、小さいいじめの事案であっても、真正面から丁寧に解決に向けた対応をすることが大切であると考えています。

(森委員)

そうすると、この資料4の調査結果は、学校側が、いじめがあったかどうかを判断してそれを国の方に報告しているものになるということですね。

(事務局)

はい。学校が認知したものを市教育委員会でまとめ、県へ報告し、最終的に県が国へ報告した結果になります。

(森委員)

重大事態の判断は、定義があって、その判断は教育委員会がすることになる

のでしょうか。

(事務局)

重大事態の判断は定義にはありますが、基本的にはいじめられた側の子どもや保護者が“これは重大ないじめ問題である”という認識をされたら、その事案については重大な事態だと捕らえます。

(森委員)

いじめられたとされる保護者の話を聞いて、その保護者が「重大事態だ」といえば重大事態になるという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。

(森委員)

そういう意味で、今のところ平成22年以降に小牧市では重大事態はなかったという理解でいいのでしょうか。

(事務局)

先ほども述べましたが、重大事態は、平成25年にいじめ防止対策推進法において定義されました。平成24年以前はその定義はありません。25年以降、本市において重大事態は発生しておりません。しかし、子どもたちは日々学校で生活をしているので、我々はいじめの重大事態が発生しないものと安穩としているわけではございません。

(柴田委員長)

教育委員会のスタンスとしては、あくまでもいじめられた側の本人や保護者に寄り添って対応したいということで、認知件数も重大事態もそこを根拠に考えているという説明は非常に解りました。しかし、それを判断するときの対象が心身に対する被害の度合いに対して本人がどのように受け止めるのかという問題があると思います。資料3の6ページの「重大事態への対処」ですと、「重大事態が生じた場合は、学校は教育委員会を通じて」と書いてあります。最初に認知するのが学校で、学校が重大事態であると判断しなければ先に進まないということでしょうか。



(事務局)

いじめの重大事態について、学校が重大事態であると判断しなければ先に進まないということではないと思います。例えば、いじめ事案について直接教育委員会に連絡をいただいて発覚する場合も出てくると思います。また、重大事態かどうかは、学校だけが判断するのではなく、重大事態の定義に基づいて、事案の程度やいじめられた側の子どもや保護者の気持ちや置かれた状況によるものも大きいと思います。どんな小さいいじめも、いじめられた子どもの気持ちに寄り添ってみると、それはとても大きな事柄であって、決して見逃してはならないと考えています。私たちは日頃から“どんな小さいいじめも許さない”という姿勢で、子どもたちが良好な人間関係を作っていくことを教え育む事が大切だと感じております。

(柴田委員長)

本人や保護者の方々の中には、法の規定を根拠として自分の事案が重大事態だと訴える人は少ないのではないかと思います、質問させていただきました。日常的な対応、対策、何かあったときの重大事案の対応というところは、今説明していただいたとおりによく解りました。

(渡邊委員)

保護者の方の意思をくみとるということですが、最悪の重大事態が起こってしまった時というのは、大抵の保護者の方は、最終的にいじめがあったのか、無かったのかを争点にします。その時、調査委員会が判断できるのかということが難しいと思います。保護者の方は“いじめがあった”という結果が出ない限り納得しない事が多くあるのではないかと懸念します。

以前、いじめを苦に自殺した事例で、教育委員会の調査委員会で“いじめがあった”という結果が出なかったので、保護者の方が納得されず、県が新たに外部に委員会を作り、二十数回の調査を繰り返したという事例を聞いたことがあります。最終的な結論について、いじめられた側の保護者が納得しない場合どうするのかを、こちら側も持っていないといけないと思います。したがって、日頃の保護者への接する態度であるとか、情報の出し方についてはすごく大切だと思います。いじめがあったのか無かったのか、ただその一点に終始することがないようにしていきたい。

(森委員)

今のところが非常に難しい問題だと思います。いじめられた側の保護者としては、“これはいじめである”という認知や、“重大事態である”との判断が重

要だと思えます。しかし、重大事態としてこの委員会に上がってくれば、そこはまさに基本方針にあるように公平性や中立性を最も意識して動くという位置付けでよろしいのですね。

(事務局)

はい。その通りです。

(森委員)

それからもうひとつ、重大事態の定義のところで確認ですけれど、これは①と②は、「又は」ということでよろしいでしょうか、それとも「及び」ですか。

(事務局)

「又は」です。

(柴田委員長)

重大事態は法律に書いてありますが、②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間」という部分で、年間30日と目安が限定的に書いてあります。我々の立場だと、そういう事態にならないのが非常に重要だと思えます。この事案は、重大事態に至る可能性があるという事を早期に発見しながら、欠席日数が30日になって気付いたり認定されたりするのはまずいと思えます。法律に30日と書いてあり、そこまで休んでいないから大丈夫だ、重大事態でないと考えては逆効果になると思えますので、取り扱う現場においては慎重に受け止める必要があるのではないかと思います。

(事務局)

欠席日数が年間30日に達するというのは、文部科学省の不登校の定義と同じ日数です。柴田先生のお話の通り、欠席日数が30日に至るまでいじめに気づかないとか、認定しないとかがというのではなく、いじめの問題については、早期発見、早期対応が肝要だと考えています。

(楠本委員)

年間30日というところにはちょっと引っ掛かってまして、小牧の事例ではなく、一般論として、30日を超えて休んでいる子で、クラスの友達とのトラブルで休み始めたことを原因にあげる子も少なくない、そういう意味では、重大事態の捉え方と、30日云々の捉え方の中で臨床家としてはギャップを感じます。なので、②のここについては解釈が難しいと思えます。

(楠本委員)

柴田先生がおっしゃった絡みで言えば、保護者の方が市教育委員会に直接連絡がある場合もある、という話もありましたので、図8には学校から市教育委員会への矢印しかありませんが、市民、児童生徒から教育委員会に矢印がきているという実態と考えるとよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。その通りです。

(楠本委員)

虐待だと医師には通報する義務がありますよね。

(柴田委員長)

学校にはそのような義務はあるのですか、いじめに関しては一人ひとりの小さなサインを見逃さずということで小牧市の小中学校は取組んでおるようですが、義務とか責務とかそのあたりは。

(森委員)

いじめ防止対策推進法の23条に書かれています。

学校の設置者というのが、小牧市教育委員会という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(柴田委員長)

そうすると23条の2の具体的な適用が“速やかに”というのが年3回の調査ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

年3回だけの調査で全てを把握しているということではないです。

(柴田委員長)

状況に応じては個別にあがってくるということですね。それ以外のところも年数回の調査であがってくるような流れがあるということですね。そういうこ

とでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

ほかにはよろしいでしょうか。

(他に発言なし)

(柴田委員長)

今日の話し合いを、今後この委員会での議論に活かしていきたいと思います。また、日常的な教育委員会及び学校でのいじめの防止の取組みの中で活かしていただきたいという思いがあります。

(3) その他

(柴田委員長)

議題3その他について事務局よりお願いします。

<委員の増員について説明>

(柴田委員長)

皆様どうでしょう。

(意見なし)

(柴田委員長)

事務局からの案というものはあるのでしょうか

(事務局)

本日委員の皆様のご意見を伺いながら調整していきたいと考えております。

(柴田委員長)

それでは、事務局の方で検討をお願いします。  
議事については終了しました。

事務局にお返しします。

(伊藤次長)

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

次回の委員会につきましては、今年度の学校のデータを集約した次年度に予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、小牧市いじめ問題対策委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。